

相談業務のご案内

ご相談はお気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。

相 談	日 時	場所／問合せ
○弁護士相談（事前に要予約）	第2・第4金曜日 10：00～12：00	本庁／本庁市民生活課 ☎21-2144
○弁護士相談（事前に要予約）	奇数月第3木曜日 10：00～12：00	大平隣保館／大平総合支所人権推進課 ☎43-6611
○弁護士相談（事前に要予約）	偶数月第3火曜日 10：00～12：00	藤岡公民館／藤岡総合支所市民生活課 ☎62-0903
○総合相談 （行政・人権・家庭児童・青少年）	第2・第4金曜日 10：00～12：00	本庁／本庁市民生活課 ☎21-2144
○市民相談（日常生活の問題など）	月～金曜日 8：30～17：15	本庁舎市民相談室／本庁市民生活課 ☎21-2144
○消費生活相談	月～金曜日 9：00～16：00	市民会館／消費生活センター ☎23-8899
○年金相談	第4土曜日 10：00～12：00	大平隣保館／大平総合支所人権推進課 ☎43-6611
○外国人相談	第3土曜日 20：00～22：00	大平隣保館／大平総合支所人権推進課 ☎43-6611
○行政相談	第1・第3火曜日 9：30～11：30	ふるさとふれあい館／大平総合支所市民生活課 ☎43-9211
○行政相談	第2火曜日 10：00～12：00	藤岡福祉センター／藤岡総合支所市民生活課 ☎62-0903
○人権相談	月～金曜日 8：30～17：15	第四地区コミュニティセンター／本庁人権推進課 ☎24-2444
○人権相談	12月7日 10：00～12：00	藤岡福祉センター／藤岡総合支所市民生活課 ☎62-0903
○いじめ相談電話 土・日・祝日・時間外は留守番電 話・FAX	月～金曜日 9：00～17：00	市民会館／青少年センター ☎24-0667 FAX23-6566
○青少年相談 （非行問題・不登校など）	月～金曜日 9：00～17：00	市民会館／青少年センター ☎24-0667 FAX23-6566
○女性のチャレンジ電話相談 （就職・再就職の相談）	火～土曜日 9：00～16：00	パルティとちぎ男女共同参画センター ☎028-665-7712

クレタの窓

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、消費者が訪問販売や電話勧誘などで契約してしまった場合に一定期間、無条件で契約を解除できる制度です。

セールスマンが自宅を訪れる訪問販売や、電話勧誘などで契約した場合は、8日間のクーリング・オフ期間があります。

クーリング・オフをすると、代金を支払った場合は、全額返してもらえますし、商品は販売会社の負担で引き取ってもらえます。工事などが完了していた場合でも、支払いは不要です。

クーリング・オフしたいときは、契約年月日、商品名、金額、販売者、担当者等を記入し、「契約を解除する」旨を明記して、はがきで通知します。必要事項を記入したら、両面コピーをして証拠を手元に残し、特定記録郵便等で出します。クレジット契約をしていけばクレジット会社にも通知してください。クーリング・オフの通知の書き方や手続き方法が分からないときは、消費生活センターへ相談してください。

☆消費生活全般に関する相談は、消費生活センター（市民会館3階／☎8899）へ

開設時間 月～金曜日9時～16時